

市民のみなさんへ

庄 原 市

行政文書の発行について

令和6年9月5日付けの行政文書をつぎのとおり発行します。

★ 回覧文書

表 題	備 考	担 当
西城・比和 高齢者冬期安心住宅の入居者募集		生活福祉部 高齢者福祉課
口和 高齢者冬期安心住宅・高野 高齢者冬期入居用居室の入居者募集		
環境しょうばら		環境建設部 環境政策課
令和7年度庄原市コミュニティ推進事業の募集		企画振興部 自治定住課
庄原市がんばる農業支援事業受付期間延長のご案内		企画振興部 農業振興課
農業で儲けよう！野菜と花の栽培講座の開催		
農業委員会だより		農業委員会
第23回市民グラウンド・ゴルフ大会(兼)第19回庄原市民健康つくりグラウンド・ゴルフ大会支部予選会 参加者の募集	表面	教育部 生涯学習課
総合体育館だより	裏面	
田園文化センターだより		田園文化センター

※各戸配布一覧は裏面にあります

★ 各戸配布

表 題	備 考	担 当
広報しょうばら9月号		総務部 行政管理課
けんみん文化祭ひろしま'24 ミュージックフェスティバル-合唱・洋楽の祭典-		教育部 生涯学習課
高自治振興センターだより(高地区のみ)		高自治振興区
ふれあい掲示板(北地区のみ)		北自治振興区

◎ 行政文書のお問い合わせについて

市役所内の各課・センター・室・局・係へ直接電話できる直通電話を設置しています。

電話番号をご確認のうえ、担当課へ直接お問い合わせください。

〒727-8501 庄原市 総務部総務課総務法制係

電話番号 (0824)73-1123(直通) FAX (0824)72-3322

庄原市ホームページアドレス <http://www.city.shobara.hiroshima.jp>

庄原市電子メールアドレス shobara@city.shobara.lg.jp

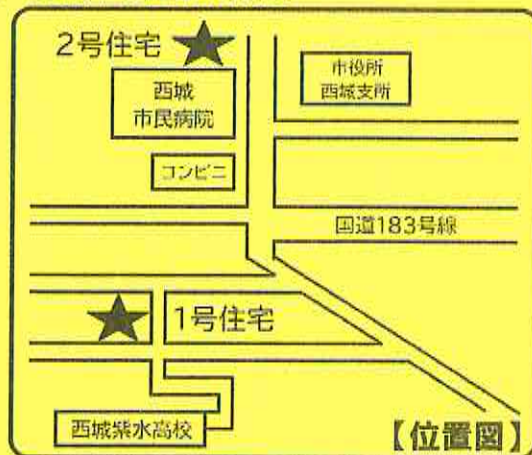


西城高齢者冬期安心住宅の 入居者を募集します！



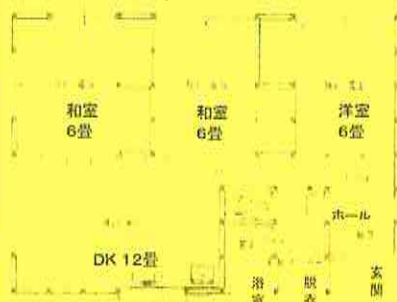
降雪などにより冬期の生活に不安を感じる高齢者の方に、買い物や通院などがしやすい所で、安心して暮らしていただくため、西城地域に「高齢者冬期安心住宅」を設置しています。
入居を希望する方は、次のとおり応募してください。

1 募集する住宅の概要



【1号住宅】

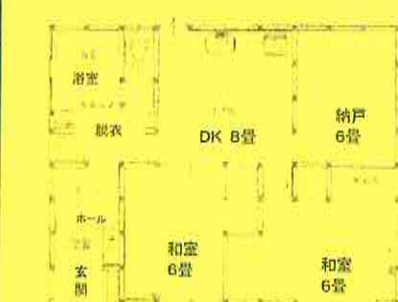
庄原市西城町入江98番地12



DK 12畳×1、和室 6畳×2
洋室 6畳×1、車庫あり

【2号住宅】

庄原市西城町中野1339番地



DK 8畳×1、和室 6畳×2
納戸 6畳×1

1号、2号とも浴室は、追い焚き・保温はできません。
浴槽への湯貯めと、シャワーの使用のみとなります。

■月額使用料：15,000円

■月額使用料：10,000円

- 備え付け備品等(2棟共通)
エアコン・冷蔵庫・食卓セット・食器棚・
電子レンジ・洗濯機・テレビ・こたつ・
ベット・暖房器具ほか
- 注意事項
- ※ 電気、水道使用料は実費負担とし、入居にかかる使用料とは別に負担いただきます。
- ※ 2棟とも、完全バリアフリー住宅ではありません。
- ※ 管理人等の職員は常駐していません。
- ※ 介護サービス付き住宅ではありません。

2 入居可能期間

令和6年11月1日(金)～令和7年3月31日(月)

3 入居人員

1棟につき1世帯

4 入居要件

- (1)市内に住所を有する方 (2)65歳以上の方(同居人を含む。)
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない方

■11月1日(金)に、確実に入居し、使用料(家賃)が納付できること。

5 応募方法

使用申請書に必要事項を記入して提出してください。
※申請書は、庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室にあります。
また、庄原市のホームページから印刷することができます。

6 申請書提出先

庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室

7 募集期間

令和6年9月30日(月)まで(必着)

8 入居決定基準

入居希望者が定員を上回った場合は、次の優先順位により入居者を決定します。
【優先1】西城地域内に住所を有する方。ただし、該当者が複数の場合は、当該住宅から自宅までの距離が遠い方。
【優先2】西城地域内に住所を有する方で入居希望者がいない場合は、西城地域以外に住所を有する方。
※ 同一条件の入居希望者が複数の場合には、抽選により決定します。

9 施設見学

入居を希望する方は、事前に施設の見学をお願いします。西城支所 地域振興室(しあわせ館)までご連絡ください。(ただし、土・日曜日、祝日は除きます。)

【お問い合わせ先】 庄原市 西城支所 地域振興室(しあわせ館)電話:0824-82-2202(FAX:0824-82-2223)
生活福祉部 高齢者福祉課(本庁1階)電話:0824-73-1143(FAX:0824-75-0245)

e-mail:kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp

比和高齢者冬期安心住宅の 入居者を募集します！



降雪などにより冬期の生活に不安を感じる高齢者の方に、買い物や通院などがしやすい所で、安心して暮らしていただくため、比和地域に「高齢者冬期安心住宅」を設置しています。
入居を希望する方は、次のとおり応募してください。

1 募集する住宅の概要【所在地：庄原市比和町比和535番地1】



比和高齢者冬期安心住宅 (洋間1～3)
【1室当たりの月額使用料】10,000 円

1室当たりの部屋の広さ

- 洋間1…29.33㎡ (約18畳)
- 洋間2…27.08㎡ (約17畳)
- 洋間3…29.78㎡ (約18畳)

- 備え付け備品等 (3室共通)
エアコン・冷蔵庫・こたつテーブルセット・電子レンジ・食器棚・テレビ・畳ベッド2台・トイレ・洗面台・IHコンロ付き流し台

■ 注意事項

- ※ 電気、水道使用料は実費負担とし、入居にかかる使用料とは別にご負担いただきます。
- ※ 各室に浴室はありません。隣接の「あけぼの荘」の温泉をご利用ください (有料)。
- ※ 洗濯は、共用洗濯機がご利用できます。
- ※ 管理人等の職員は常駐していません。
- ※ 介護サービス付き住宅ではありません。

比和高齢者冬期安心住宅 (3室) ← → 比和温泉施設「あけぼの荘」



2 入居可能期間 令和6年11月1日 (金) ～ 令和7年3月31日 (月)

3 入居人員 1室につき1世帯

- ## 4 入居要件
- (1) 市内に住所を有する方 (2) 65歳以上の方 (同居人を含む。)
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員でない方

■ 11月1日 (金) に、確実に入居し、使用料 (家賃) が納付できること。

5 応募方法

使用申請書に必要事項を記入して提出してください。
※ 申請書は、庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室にあります。
また、庄原市のホームページから印刷することができます。

6 申請書提出先 庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室

7 募集期間 令和6年9月30日 (月) まで (必着)

8 入居決定基準

入居希望者が定員を上回った場合は、次の優先順位により入居者を決定します。
【優先1】 比和地域内に住所を有する方。ただし、該当者が複数の場合は、当該住宅から自宅までの距離が遠い方。
【優先2】 比和地域内に住所を有する方で入居希望者がいない場合は、比和地域以外に住所を有する方。
※ 同一条件の入居希望者が複数の場合には、抽選により決定します。

9 施設見学

入居を希望する方は、事前に施設の見学をお願いします。比和支所 地域振興室 市民生活係までご連絡ください。(ただし、土・日曜日、祝日は除きます。)

【お問い合わせ先】 庄原市 比和支所 地域振興室 市民生活係 電話:0824-85-3001 (FAX:0824-85-3006)
生活福祉部 高齢者福祉課 (本庁1階) 電話:0824-73-1143 (FAX:0824-75-0245)

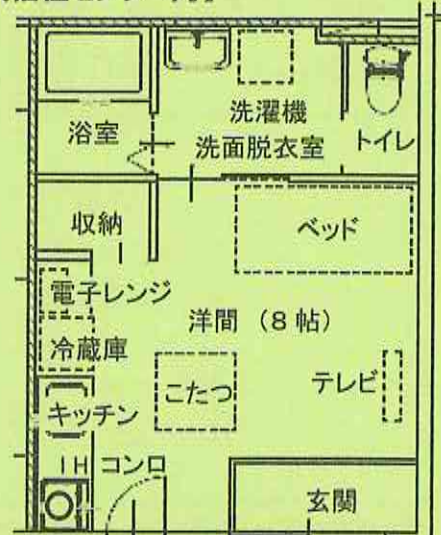
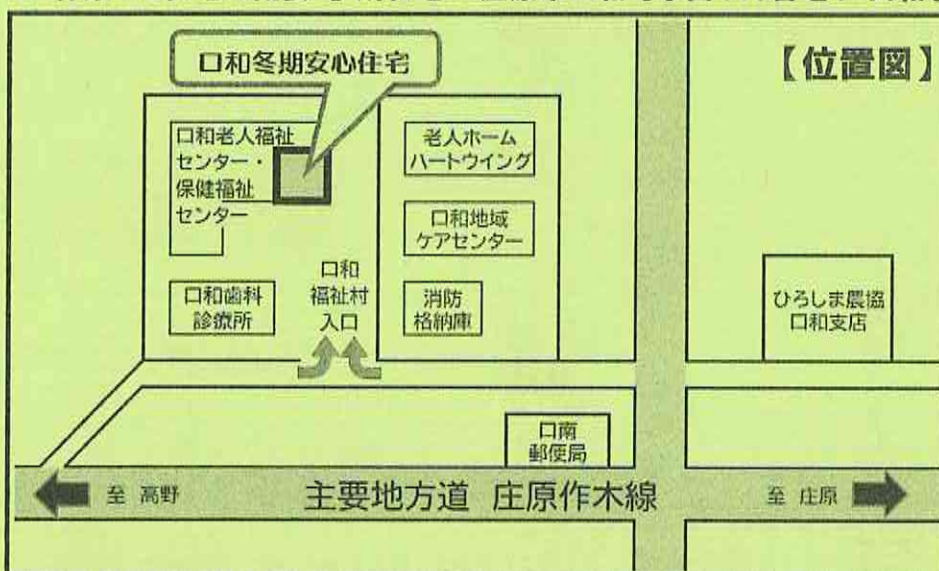
e-mail:kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp

口和高齢者冬期安心住宅の 入居者を募集します！



降雪などにより冬期の生活に不安を感じる高齢者の方に、買い物や通院などがしやすい所で、安心して暮らしていただくため、口和地域に「高齢者冬期安心住宅」を設置しています。
入居を希望する方は、次のとおり応募してください。

1 募集する住宅の概要【所在地：庄原市口和町永田415番地4 口和老人福祉センター内】



月額使用料：10,000円

■ 備え付け備品等

エアコン・こたつセット・ベッド・テレビ・冷蔵庫・食器棚
電子レンジ・IHコンロ付き流し台・洗面台・洗濯機・
洗浄便座トイレ・暖房機能付き浴室

■ 注意事項

- ※ 電気、ガス、水道使用料は、実費負担とし、入居にかかる使用料とは別に、ご負担いただきます。
- ※ 完全バリアフリー住宅ではありません。
- ※ 管理人等の職員は常駐していません。
- ※ 介護サービス付き住宅ではありません。

居室



トイレ



台所



2 入居可能期間

令和6年11月1日（金）～ 令和7年3月31日（月）

3 入居人員

1世帯（1室）

4 入居要件

- (1) 市内に住所を有する方 (2) 65歳以上の方（同居人を含む。）
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方

■11月1日（金）に、確実に入居し、使用料（家賃）が納付できること。

5 応募方法

使用申請書に必要事項を記入して提出してください。
※申請書は、庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室にあります。
また、庄原市のホームページから印刷することができます。

6 申請書提出先

庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室

7 募集期間

令和6年9月30日（月）まで（必着）

8 入居決定基準

入居希望者が定員を上回った場合は、次の優先順位により入居者を決定します。
【優先1】 口和地域内に住所を有する方。ただし、該当者が複数の場合は、当該住宅から自宅までの距離が遠い方。
【優先2】 口和地域内に住所を有する方で入居希望者がいない場合は、口和地域以外に住所を有する方。
※ 同一条件の入居希望者が複数の場合には、抽選により決定します。

9 施設見学

入居を希望する方は、事前に施設の見学をお願いします。口和支所 地域振興室 市民生活係までご連絡ください。（ただし、土・日曜日、祝日は除きます。）

【お問い合わせ先】 庄原市 口和支所 地域振興室 市民生活係 電話:0824-87-2112(FAX:0824-87-2057)
生活福祉部 高齢者福祉課(本庁1階) 電話:0824-73-1143(FAX:0824-75-0245)

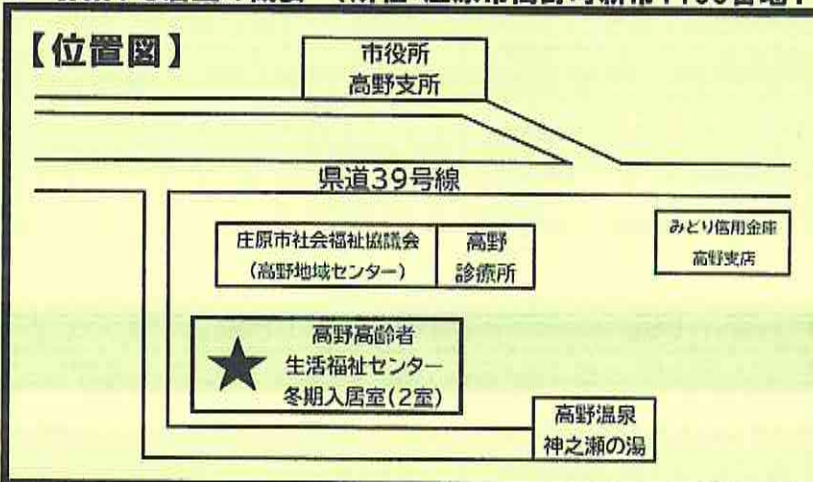
e-mail:kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp

高野高齢者生活福祉センターの 冬期入居者を募集します！



降雪などにより冬期の生活に不安を感じる高齢者の方に、買い物や通院などがしやすい所で、安心して暮らしていただくため、高野高齢者生活福祉センターに「冬期入居用居室」を設置しています。入居を希望する方は、次のとおり応募してください。

1 募集する居室の概要（所在：庄原市高野町新市1150番地1）



【施設外観】



【冬期入居用居室（2室）】



■ 高野高齢者生活福祉センター【冬期入居用居室】 月額使用料

- 前年収入額が、80万円未満の方 月額 10,500 円
- 前年収入額が、80万円以上 100万円未満の方 月額 16,800 円
- 前年収入額が、100万円以上の方 月額 21,000 円

■ 注意事項

- ※ 電気、ガス、水道料等の光熱水費は実費負担とし、入居にかかる使用料とは、別にご負担いただきます。
- ※ 各室に浴室はありません。共用の浴室（男性用・女性用）をご利用ください。
- ※ 洗濯は、共用洗濯室がご利用できます（有料）。
- ※ 介護サービス付きの居室ではありません。
- ※ 施設管理は、庄原市社会福祉協議会に委託しています。

2 入居可能期間 令和6年11月1日（金）～ 令和7年3月31日（月）

3 入居人員 1室につき 1人

4 入居要件

(1) 市内に住所を有する方 (2) おおむね60歳以上の方
(3) 原則、自立した生活が可能な方

■ 11月1日（金）に、確実に入居し、使用料（家賃）が納付できること。

5 応募方法

使用申請書に必要事項を記入して提出してください。

※ 申請書は、庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室にあります。
また、庄原市のホームページから印刷することができます。

6 申請書提出先 庄原市社会福祉協議会 高野地域センター（高野高齢者生活福祉センター指定管理者）

※ 申請書は、庄原市 生活福祉部 高齢者福祉課 及び 各支所 地域振興室に提出することもできます。

7 募集期間 令和6年9月30日（月）まで（必着）

8 入居決定基準

入居希望者が定員を上回った場合は、次の優先順位により入居者を決定します。

【優先1】 高野地域内に住所を有する方。ただし、該当者が複数の場合は、当該住宅から自宅までの距離が遠い方。

【優先2】 高野地域内に住所を有する方で入居希望者がいない場合は、高野地域以外に住所を有する方。

※ 同一条件の入居希望者が複数の場合には、抽選により決定します。

9 施設見学

入居を希望する方は、事前に施設の見学をお願いします。高野支所 地域振興室

市民生活係までご連絡ください。（ただし、土・日曜日、祝日は除きます。）

【お問い合わせ先】 庄原市 高野支所 地域振興室 市民生活係 電話:0824-86-2115(FAX:0824-86-2062)

生活福祉部 高齢者福祉課(本庁1階) 電話:0824-73-1143(FAX:0824-75-0245)

e-mail:kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp

環境しょうばら

No. 6

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和6年9月5日
発行元	環境建設部環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp

飼い犬の手続きについて

犬の飼い主には以下のことが法律により、義務付けられています。鑑札

1. 飼い犬に年1回の狂犬病予防注射を受けさせること
2. 犬の鑑札と注射済票を飼い犬に装着すること
3. 現在居住している市区町村に飼い犬の登録をすること

注射済票

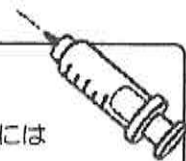


※これを行わない場合、狂犬病予防法により20万円以下の罰金に処すると規定されています。

●毎年狂犬病予防注射を受けさせていますか？

狂犬病は感染後、発症すると治療することができません。

しかし、予防注射をすることで感染は防げなくても、発症を予防することができます。生後91日以上飼い犬には1年に1回の予防注射で免疫を補強させてあげましょう。



●飼い犬に鑑札と注射済票を着けていますか？

犬の登録をした際には「鑑札」、狂犬病予防注射の接種を受けた際には「予防注射済票」が交付されます。

鑑札は「登録された犬」、注射済票は「狂犬病予防注射を受けた犬」であることを証明するための標識です。まだ鑑札と注射済票を着けていない飼い主さんは必ず飼い犬に着用してください。

※鑑札には登録番号が記載されているため、もし飼い犬が迷子になっても、装着されている鑑札から飼い主を探すことができます。

●飼い犬の登録は済んでいますか？



登録の目的は、犬の所有者を明確にすることです。生後91日以上でまだ登録手続きがお済みでない飼い主さんは登録をしていただく必要があります。登録は、「環境政策課」「各支所」「庄原市内・三次市内の動物病院」で手続きが可能です。

●飼い犬の各種登録について

どんな時	手続き内容	費用
新しく犬を飼う場合	新規登録が必要です。	新規登録料 3,000 円 (一頭につき)
鑑札を紛失した場合	鑑札の再発行が必要です。再交付手続きをしてください。	再発行手数料 1,600 円 (一頭につき)
他の市町村から 庄原市へ転入した場合	転入手続きが必要です。愛犬の鑑札をご持参ください。	無料
庄原市から 他市町村へ転出する場合	転出先の市町村で転入手続きが必要です。愛犬の鑑札を転出先の市町村にご持参ください。	無料
登録内容に 変更があった場合	犬の死亡・登録事項変更届を提出してください。 ※犬の死亡は電話でも受け付け可能ですので、以下の連絡先までご連絡ください。	無料

●環境政策課(リサイクルプラザ) ☎(0824)72-1398

●西城支所地域振興室 ☎(0824)82-2181

●東城支所産業建設室 ☎(08477)2-5141

●口和支所地域振興室 ☎(0824)87-2113

●高野支所地域振興室 ☎(0824)86-2113

●比和支所地域振興室 ☎(0824)85-3003

●総領支所地域振興室 ☎(0824)88-3065

生活排水対策をしましょう

～あなたも当事者。生活排水が河川や湖沼、海の水を汚しています～

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。1人が1日に使う水の量は約 250ℓ にのぼります。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。この生活排水は、雲となり、雨となり、再びあなたのもとへやってきます。そのときのために、使った水を少しでもきれいに流しましょう。

(環境省、生活排水読本一部抜粋)

台所では

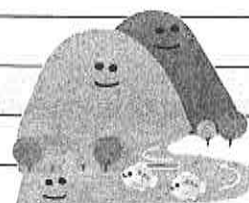
- ・米のとぎ汁は養分を含んでいるので、肥料として植木の水やりに活用しましょう。
- ・食器を洗う前に油污れなどは拭き取りましょう。
- ・残った油は継ぎ足して使ったり、炒め物に使うなど、できるだけ捨てない努力をしましょう。

お風呂では

- ・髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張って、取り除きましょう。
- ・シャンプー、リンスを使いすぎないようにしましょう。

洗濯では

- ・くず取りネットを取り付けて、細かいごみを取りましょう。
- ・洗剤は計量スプーンで計り、適量を守りましょう。



省エネのポイント



省エネ効果

節約金額

CO2 削減

- | | | | |
|---------------------------------|---------|-------|--------|
| ① 冷房時の室温を 27℃から 28℃にした場合(※1) | 30.2kwh | 940 円 | 14.8kg |
| ② エアコンの使用時間を 1 日 1 時間減らした場合(※2) | 18.8kwh | 580 円 | 9.2kg |
| ③ フィルターをこまめに掃除した場合(月 2 回程度) | 32.0kwh | 990 円 | 15.6kg |

※数値は年間です。(資源エネルギー庁の「省エネポータルサイト」より引用)

※1 (外気温 31℃の時・使用時間 9 時間) ※2 (設定温度:28℃)

省エネ豆知識

エアコンはこまめにオンオフしないほうが省エネ?

エアコンは設定温度に達するまでに大きな電力を使い、そのあとは比較的小さな電力で室温を保ちます。そのため、頻繁なオンオフは省エネにならないことがあります。たとえば「30分間運転と5分停止」を5回繰り返した場合の消費電力量は、連続で運転した場合に比べて約3割多いというデータがあります。

環境標語 (令和5年度環境標語コンクール)

じゃぐちから 水が出てくる ありがたさ

東城小学校3年 石田 光太郎



令和7年度 庄原市コミュニティ推進事業の募集



■コミュニティ推進事業とは

コミュニティの健全な発展や宝くじの普及広報を目的に、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を利用する制度で、自治振興区等のコミュニティ組織が地域づくりのために実施する事業に対し助成するものです。

■助成事業の主な採択要件

- ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの。
- ・令和7年4月1日以降に実施し、令和8年3月31日までに完了するもの。

■申請期限

令和6年9月30日（月）

■助成対象団体

市がコミュニティ活動を行っているとする自治会、小集落、自治振興区、自主防災組織等の地域に密接したコミュニティ組織。あくまで地域で活動する団体が対象であり、特定の課題や目的のために設立された団体（PTA、体育協会等）は対象外となります。

■助成事業の種類

事業の種類と助成額	事業内容（対象経費）	申請先
一般コミュニティ助成事業 【100万円以上 250万円以内】	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費。ただし、建築物、消耗品は対象外。 （整備の例） 組立式ステージ、音響設備、いす、テーブル、視聴覚機器、除雪機、太鼓、スポーツ用具など	自治定住課 (0824-73-1209)
コミュニティセンター助成事業 【対象事業費の5分の3以内 1,500万円を上限】	住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設の建設または大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に要する経費。（認可地縁団体名義での、建物の保存登記が必要。）ただし、土地の取得・造成費は除く。	
地域防災組織育成助成事業 【30万円以上 200万円以内】	自主防災組織、女性消防隊、少年消防クラブ等が行う地域の防災活動に必要な設備又は資器材等の整備に要する経費。	危機管理課 (0824-73-1206)
青少年健全育成助成事業 【30万円以上 100万円以内】	青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。	児童福祉課 (0824-73-0051)

申請に対する助成事業の採択は、一般財団法人自治総合センターが決定します。
申請すれば必ず採択されるといったものではありませんので、ご了承ください。

【お問い合わせ】

庄原市企画振興部自治定住課自治定住係

TEL : (0824) 73-1209 FAX : (0824) 72-3322

E-mail : jichi@city.shobara.lg.jp



令和 6 年度

庄原市がんばる農業支援事業 申請期間延長のご案内

～ 農業で所得アップを目指す農家の皆さんを応援します～

○当事業は農業者が農業所得の向上を実現するために、必要な機械・施設等の導入に対し、平成 27 年度から助成してきました。一般型、認定農業者型ともに令和 6 年 9 月 27 日（金）までの受付としていましたが、申請期間を延長しますのでお知らせします。

農畜産物の販売により、農業所得の向上に取り組んでみようと思われる方は、農業振興課または各支所担当室にお問い合わせください。

■補助対象者

(1) 下記①～③のいずれにも該当する一般農業者または認定農業者（法人は除く）。

- ①市内に住所を有する者
- ②市内に農地または耕作権を所有する者
- ③市内で農畜産物生産を行う者

(2) 導入した機械・施設により、栽培および製造した農畜産物を販売する農業者（畜産農家が飼料作物を生産する場合は自家消費でよい）。

■補助率等

	一 般 型	認 定 農 業 者 型
補助率 及び 金額	○事業費の 1/4 以内 ○補助金額上限 22 万 5 千円 	○補助対象事業費 5 万円以上 ○農業経営改善計画に導入計画のある場合 ⇒補助対象事業費の 2/5 以内 ○農業経営改善計画に導入計画のない場合 ⇒補助対象事業費の 1/4 以内 ○補助金額上限 40 万円
受付 期限	○令和 6 年 12 月 20 日（金） ※ <u>当補助金の予算が無くなり次第、終了とします。</u>	

【裏面へつづく】

■申請にあたっての注意事項

	一 般 型	認 定 農 業 者 型
注 意 事 項 等	○米の生産に直接必要な機械・施設は、補助対象としません。 (補助対象としない機械・施設の例：種子消毒等に係る機械、種蒔機、育苗に関する機械、田植機、トラクター、コンバイン等収獲に係る機械、乾燥調整に係る機械、マニアスプレッター、運搬車) ○検討委員会において、事業の適正について検討を行いますので、採択されない場合があります。	○認定農業者の方のみ。 ○米の生産に直接必要な機械・施設は、農業経営改善計画(※1)に導入計画のある場合、補助対象とします。
	※機械の性能が変わらない更新、または汎用機械の導入については対象となりません。 ※1年度につき1回の申請となりますので、ご注意ください。 ※補助金交付申請書に見積書・カタログ等を添付のうえ、農業振興課または各支所担当室へ提出してください。申請書類は農業振興課および各支所担当室にあります。 ※予算が無くなり次第、終了となります。	

(※1)農業経営改善計画：農業者が、農業基盤強化促進法に基づく認定農業者になるために庄原市に提出する計画のこと。農業経営の現状や5年後の実現を目指す農業経営の改善に関する目標および目標を達成するためにとるべき措置を掲載する。この農業経営改善計画について、庄原市から認定を受けた者が認定農業者となる。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

○庄原市企画振興部農業振興課 TEL：0824-73-1131 FAX：0824-72-3322
 メール：nougyo@city.shobara.lg.jp

各支所 地域振興室および産業建設室

○西城支所	地域振興室	産業建設係	TEL：0824-82-2181
○東城支所	産業建設室	産業振興係	TEL：08477-2-5008
○口和支所	地域振興室	産業建設係	TEL：0824-87-2113
○高野支所	地域振興室	産業建設係	TEL：0824-86-2113
○比和支所	地域振興室	産業建設係	TEL：0824-85-3003
○総領支所	地域振興室	産業建設係	TEL：0824-88-3065



農業で儲けよう！



野菜と花の栽培講座

庄原市では、農産物出荷の拡大による農業収入の増加を目指す取り組みを進めており、その一環として庄原市営農指導員による野菜と花の栽培講座を開催します(通年で5回開催予定です)。

第3回の講座については下記のとおりとなりますので、興味がある方や、意欲がある方は、この機会にぜひご参加ください！

参加費は無料ですので、参加を希望される方は、裏面の申込先までご連絡ください(参加登録には、氏名・住所・連絡先が必要です)。

開催日時・開催場所

第3回

広島県立農業技術大学校 での見学会

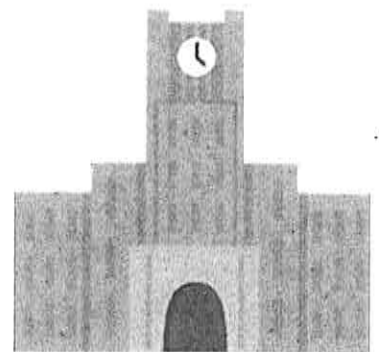
◆日 時：令和6年10月1日(火)10:30～12:00

◆場 所： 広島県立農業技術大学校

◆駐車場： 大学本館前駐車場

※先着 30 名が定員となります。

※当日は、汚れても大丈夫な靴でお越しください(少雨決行)。



<開催場所案内図>



※当日は、会場（上図の★地点）へ直接ご来場ください。

※当日に、発熱・風邪の症状がある方は参加をお控えください。

申込先

庄原市企画振興部農業振興課 電話：0824-73-1131 FAX：0824-72-3322
メール：nougyo@city.shobara.lg.jp

西城支所地域振興室（0824-82-2181）高野支所地域振興室（0824-86-2113）
東城支所産業建設室（08477-2-5008）比和支所地域振興室（0824-85-3003）
口和支所地域振興室（0824-87-2113）総領支所地域振興室（0824-88-3065）

令和6年9月5日



農業委員会だより

第2号

庄原市農業委員会
電話：0824-73-1133

農地と登記の無料相談会について

令和6年度の「農地と登記の無料相談会」を次の日程で開催します。
相談内容に応じて、専門家がわかりやすく説明しますので、お気軽にお越しください。

◆と き 令和6年10月1日(火)
午後1時30分 ～ 午後4時

◆ところ (庄原会場) 庄原市役所 本庁舎 5階 第1委員会室
(高野会場) 庄原市役所 高野支所 1階 会議室

◆主 催 広島司法書士会三次支部
広島県行政書士会備北支部
広島県土地家屋調査士会三次支部
広島法務局三次支局
庄原市農業委員会



◆相談内容

- 1 不動産の登記・抵当権に関すること。
- 2 相続・遺言・公正証書に関すること。
- 3 土地の境界・表示に関する全般・公共用財産（赤線・青線）に関すること。
- 4 不動産の売買・賃貸借・交換に関すること。
- 5 農地の転用に関すること。
- 6 農地の貸し借りに関すること。
- 7 法人の設立に関すること。
- 8 行政官庁への許認可手続きに関すること。
- 9 その他土地・登記などでお困りのこと。

農地パトロール（利用状況調査）を実施します。

農業委員会では、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握と発生防止・解消、③違反転用発生防止・早期発見を目的に、市内全域で「農地パトロール（利用状況調査）」を実施します。

調査は、6月から11月にかけて農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が農地を見回り、耕作の状況などを確認し、「遊休農地」になっていないかどうかを判断します。

遊休農地と判断した場合は利用意向調査を行う場合がありますので、調査へのご協力をお願いします。

農地を適正に利用・管理しましょう。

改正農地法（平成21年12月施行）では、農地の権利を有する者の適切な利用・管理の責務規定が設けられています。（農地法第2条の2）

農地の適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるなど、近隣農業者や周辺住民に迷惑となる可能性があります。

引き続き農地の適正な利用・管理をお願いします。

農地法に基づく農地転用手続きなど農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。

農地の貸付けや譲渡、売買、転用などの農地に関することは、地元の農業委員、農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までご相談ください。

農地の遊休化を防ぐには、「地域計画」などの地域の話し合いを通じて、農地の有効利用、担い手への農地集積、新規参入の促進を図ることや、農家の経営改善を図るための支援が重要となります。農業委員会はそのような地域の農地利用の最適化が図られるよう努めています。

お問い合わせ先：農業委員会事務局

電話番号：0824-73-1133 FAX:0824-72-3322

メールアドレス:nougyou@city.shobara.lg.jp

第23回市民グラウンド・ゴルフ大会(兼)

第19回庄原市民健康つくりグラウンド・ゴルフ大会支部予選会

参加者の募集



令和6年9月5日

庄原市スポーツ協会

庄原支部事務局

☎(0824)72-6880 ㊦(0824)72-8001

Eメール taikyou@shobara.sakura.ne.jp

庄原市教育委員会教育部

生涯学習課生涯学習係

☎(0824)73-1188 ㊦(0824)73-1254

Eメール syogaigakusyu@city.shobara.lg.jp

目 的 市民の誰もが、いつでもどこでもいつまでもスポーツに親しみ、健康・体力づくりや仲間づくりができる生涯スポーツ社会の実現を目標に、世代・地域間の連携をより密にし、市民スポーツの振興を図ることを目的とする。

日 時 令和6年9月28日(土) 少雨決行(予備日9月29日 日曜日)

受付8時30分～ 開会式9時00分 閉会式13時00分(予定)

庄原市田総の里スポーツ公園グラウンド・ゴルフ場(庄原市総領町稲草)

主 催 庄原市スポーツ協会庄原支部

主 管 庄原グラウンド・ゴルフ協会

対 象 者 旧庄原市に在住する方で、年齢は問いません。

募集人員 先着112名 組み合わせスタート順は主催者で決定します。

参加費 無 料

競技方法 個人戦で、2コース4ラウンド32ホールの合計打数で順位を決定します。

種 目 一般男性の部・一般女性の部

表 彰 優勝から第3位まで その他ラッキー賞・ホールインワン賞・参加賞等あります。

そ の 他 ① 少雨決行ですので、雨具等を用意してください。

② 競技中の傷害については応急処置のみとし、補償は傷害保険の範囲内とします。

③ 男女成績上位者各25名は、10月19日(土)開催の「第19回庄原市民健康つくりグラウンド・ゴルフ大会」へ庄原支部の代表選手として出場していただきます。



申し込み先・問い合わせ先

参加申込書は、次のいずれかへ郵送・FAXまたは持参にてお願いします。

庄原市スポーツ協会庄原支部 〒727-0013 庄原市西本町四丁目3-2(庄原市総合体育館内)

電 話 0824-72-6880 FAX 0824-72-8001

庄原市教育委員会教育部 〒727-8501 庄原市中本町一丁目10番1号

生涯学習課生涯学習係 電 話 0824-73-1188 FAX 0824-73-1254

申込み期限：令和6年9月20日(金)必着、または定員になり次第締め切ります。

※参加申込書は、生涯学習課・庄原市総合体育館・各自治振興センターにあります。

総合体育館だより

ホームページ



soutai.sakura.ne.jp

X (旧 Twitter)



@shobara1993

LINE
公式アカウント



@166bbqjr



令和 6 年 9 月 5 日 発行

庄原市総合体育館

管理者 庄原市総合サービス(株)

TEL(0824)72-8000 / FAX(0824)72-8001

sakura-arch@guitar.ocn.ne.jp

庄原市教育委員会教育部

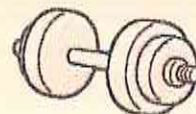
生涯学習課生涯学習係

TEL(0824)73-1188 / FAX(0824)73-1254

syogaigakusyu@city.shobara.lg.jp



スポーツ教室開講のお知らせ



◆テニス教室 (硬式)

【実施日】 9月 12 19 26 10月 3 10 17 24 31 (木曜日・全8回)

※雨天の場合は翌週に順延となります(予備日: 11/7、14、21)

【時 間】 19:30~21:30

【対 象】 中学生以上の初心者から中級者

【場 所】 庄原市テニスコート

【参加費】 2000 円/1 人(全 8 回分)



◆ぴちぴちトレーニング教室

【実施日】 10月 1 8 22 29 11月 5 12 19 26 (火曜日・全8回)

【時 間】 9:30~11:00

【対 象】 概ね 60 歳以上の方

【場 所】 総合体育館 トレーニング室

【参加費】 700 円/1 回



◆コアコンディショニング教室

【実施日】 9 月 29 日 (日) 「姿勢」や「動き」を改善するエクササイズを行います

【時 間】 15:00~16:00

【対 象】 小学生以上の方

【場 所】 総合体育館 第 2 会議室

【参加費】 700 円/1 人



総 合体育館のトレーニング室を利用してみませんか。器具を安全に、効果的にご利用いただくため、初めに「トレーニング器具使用講習会」を受講していただいています。

◆トレーニング器具使用講習会

トレーニング器具使用講習会は、月に 1 回開催しています。下記のアドバイスの日を利用するためにも、講習会の受講が必要です。

【受講料】 無料

【申込み】 総合体育館窓口・電話・メール・ウェブページ

【対 象】 高校生以上

月	9 月	10 月	11 月
日	19 (木)	20 (日)	21 (木)
時間	19:00~21:00	10:00~12:00	19:00~21:00

◆トレーニングアドバイスの日

トレーニングの疑問をインストラクターに相談できる機会を月に 2 回設けています。

トレーニング室を利用される方が対象です。

月	9 月		10 月		11 月	
日	10 (火)	24 (火)	8 (火)	22 (火)	12 (火)	26 (火)
時間	18:00~20:00					

トレーニングアドバイスは、予約や指導料は不要ですが、トレーニング室の利用料金が必要です。

田園文化センターだより

第225号 令和6年9月5日

生涯学習課 田園文化センター係
〒727-0013
庄原市西本町2-20-10
TEL 0824-72-1159
FAX 0824-72-1619
E-mail:
bunka-center@city.shobara.lg.jp

★★

第20回庄原市美術展覧会作品募集のご案内

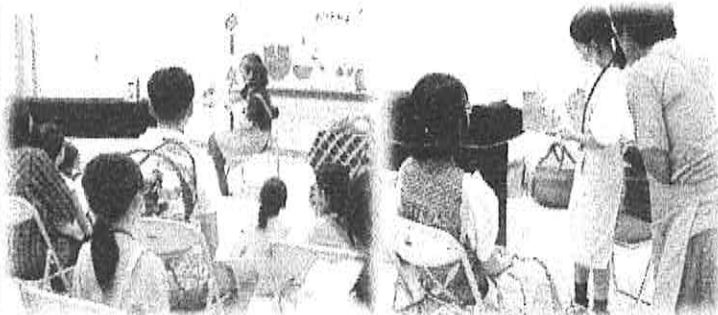
令和6年度第20回庄原市美術展覧会の開催に伴い、美術作品を募集いたします。
募集内容につきましては、「第20回庄原市美術展覧会応募要項」をご覧ください。
応募要項や応募用紙につきましては、市のホームページでご確認いただくか、庄原市田園文化センター並びに庄原市教育委員会生涯学習課、各支所教育室に設置しております。
なお、ご不明な点や詳細につきましては、田園文化センターにお問い合わせください。

◆作品受付日時 日付:令和6年10月11日(金)~10月13日(日) 時間:10:00~17:00

◆作品受付場所 庄原市田園文化センター

★★

8月のおはなし会 を開催しました!



8月10日(土)に田園文化センター研修室にて、8月のおはなし会を開催しました。テーマは“なつ”で、おはなしのいすみの皆さんが色々な“なつ”に関わる手遊びをしたり、絵本を読んだりしてくださいました。

また、8月のおはなし会では、子供司書養成講座の実地研修として、5人の児童が参加し、実際の読み聞かせの方法について学びました。

9月・10月の行事予定

☆「おはなし会」の開催日程(毎月第2土曜日)

	9月	10月
テーマ	動物	あき
日にち	9月14日(土)	10月12日(土)
時間	13:30~	13:30~
会場	田園文化センター	中央児童公園 雨天:田園文化センター

※ご希望の方は、当日会場にお越しください。

☆赤ちゃんへの絵本プレゼント(無料配布)の日程

	4ヶ月児育児相談	1歳6ヶ月健診
日にち	9月30日(月) 10月28日(月)	10月9日(水)
時間	13:00~14:30	13:30~15:00
場所	庄原保健福祉センター	

※災害時(警報等の発令時)や感染症等の影響により、行事等をやむを得ず中止する場合がございます。ご了承ください。

田園文化センター休館日カレンダー

令和6年 9月							令和6年 10月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
29	30						27	28	29	30	31		

開館時間

10:00~19:00

ただし資料館・文学館は
17:00までです。

休館日

月曜日(月曜日が祝日・
振替休日の場合は直後の
平日)

(左記カレンダー参照)

※○数字は祝日・振替休日

新着図書案内

☆新着図書の一部を紹介します。

インターネット予約が便利です！

すべての資料（禁帯出を除く）が予約できます。大型絵本・紙芝居（大型含む）・CD・DVD は所蔵館でのみ受取可能です。

取り置き期間は1週間となります。図書館のHPから、ぜひご利用ください。

〔図書館 HP〕 <http://www.shobara-lib.jp/>

一般書

女友達ってむずかしい？	クレア コーエン // 著
アメリカ南部の台所から	アンダーソン夏代 // 著
「コード」のぼくが見る世界	五十嵐 大 // 著
子どもと作る科学工作	ささぼう // 著
ウミウシの生態観察図鑑	西田 和記 // 著
ルポ「ふつう」という檻	信濃毎日新聞社編集局 // 著
暮らしを見直す 10 分間	おふみ // 著
バーニング・ダンサー	阿津川 辰海 // 著
令和元年の人生ゲーム	麻布競馬場 // 著
鷹の飛翔	堂場 瞬一 // 著
ムーンシャイン	円城 塔 // [著]
法廷占拠	呉 勝浩 // 著
バリ山行	松永 K 三蔵 // 著
王達の戯れ	廣嶋 玲子 // 著
警視庁監察官 Q ZERO	鈴峯 紅也 // 著
赫夜	澤田 瞳子 // 著
常盤団地の魔人	佐藤 厚志 // 著
月花美人	滝沢 志郎 // 著
鹿鳴館の花は散らず	植松 三十里 // 著
銀河の図書室	名取 佐和子 // 著
虚史のリズム	奥泉 光 // 著

児童書

どうして黒くないのに黒板なの？	加藤 昌男 // 著
ずかん古生物のりれきしよ	土屋 健 // 著
ずかんハチのおしごと	井手 竜也 // 著
すごいトイレのはなし	佐藤 満春 // 著
空飛ぶクルマ大研究	中野 冠 // 監修
ジョイフルジョブ！	斎藤 洋 // 作
見つけ屋とお知らせ屋	廣嶋 玲子 // 作
ヤングタイマーズのお悩み相談室	石川 宏千花 // 作
みおちゃんも猫好きだよ？	神戸 遙真 // 作
いちにちじゅうおばけずかん	斎藤 洋 // 作
バインさんのごちやまげかんぱん	レオナード ケスラー // さく
魚介はすごい！	柴田書店 // 編

えほん

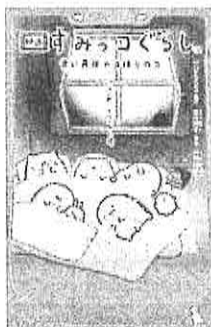
うつくしいってなに？	最果 タヒ // 作
むぎちょこたんていしや	青山 友美 // 作
ならんでいる	五味 太郎 // 作
したきりすずめ	いもと ようこ // 文 絵
うまうまあーん！	エヴァ モンタナリー // さく
て なにしてるの？	みやにし たつや // 作絵

ようこそ！電子図書館へ

今月のおすすめ

まだまだ暑い日が続きますが、お体にはお気を付けください。今回は児童書の文庫本から2冊紹介します。

映画すみっくぐらし 青い月夜のまほうのこ
著者：サンエックス 原作



クレヨン王国 12 妖怪の結婚式

著者：福永 令三 文

